

## 第 1・四半期の取組の状況及び自己評価（案）

### 1 支出計画の進捗状況

支出計画と執行額にかい離が生じているものも散見されるが、当面の現状分析においてはそれなりの理由が示されており、引き続き、今後の推移を見る必要がある。

### 2 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組

#### (1) 職員からの意見・提案の募集等

ア 平成 22 年 5 月 31 日に大臣官房会計課長通知を発出し、地方官署の職員を含む全職員からの予算執行の効率化等に関する意見・提案の募集を開始して、電子メール又は郵送で受け付けている（資料 1 参照）。

イ 平成 22 年 6 月 1 日から同月末日までの受付状況は次表のとおりであり、当初から相当数の応募が得られた。そのうち、予算に関する意見については、各局部課等の予算監視・効率化推進グループにおいて対応を検討している。

#### 【職員からの意見・提案の受付状況】

| 月 | 受付件数   | 予算に関する意見数 |
|---|--------|-----------|
| 6 | 38(13) | 37        |

※受付件数の（ ）内の数字は、メールで送付された件数で内数である。

#### (2) 職員の意識の向上

平成 22 年 5 月及び同年 6 月に本省で計 6 回開催した各組織の会計事務主管課長会議において、予算執行の効率化に向けた取組等について協議して、現状認識と問題意識を共有した。各課長から紹介・提案された具体的な方策のうち、特に有益なものについては、通知文書により全組織に周知徹底した。

### 3 国民の声の受付

予算執行の効率化、無駄の削減に関する国民の声は、平成 21 年 10 月から法務省ホームページで募集しており、電子メール、郵送又はファックスで受け付けている（資料 2 参照）。平成 22 年 4 月 1 日から 6 月末日までの受付状況は次表のとおりである。そのうち、予算に関する意見については、各局部課等の予算監視・効率化推進グループにおいて対応を検討している。

### 【国民の声の受付状況】

| 月  | 受付件数 | 予算に関する意見数 |
|----|------|-----------|
| 4  | 16   | 6         |
| 5  | 9    | 2         |
| 6  | 12   | 4         |
| 合計 | 37   | 12        |

※受け付けた意見は、すべてメールで送られている。

### 【自己評価】

#### ○支出計画

支出計画と執行額にかい離が生じているものも散見されるが、当面の現状分析においてはそれなりの理由が示されており、引き続き、今後の推移を見る必要がある。

#### ○その他の取組

国民の声及び職員からの意見・提案の受付体制を構築し、職員の意識の向上を図る具体的な取組も実施するなど、着実に取組を推進しつつあるものと評価し得る。第2・四半期以降についても、引き続き着実な取組の推進を図ることとする。

機密性 1 情報  
法務省会第1069号  
平成22年5月31日

本省局部課長殿  
所管各庁の長殿

法務省大臣官房会計課長

職員からの予算執行の効率化等に関する意見・提案の募集について（通知）  
「平成22年度法務省予算執行計画」（平成22年4月9日法務省予算監視・効率化チーム決定）第3の7の（1）に基づき、随時、当省の職員からの予算執行の効率化等に関する意見・提案を下記のとおり受け付けることとしましたので、貴所属職員に対し、周知方取り計らい願います。

#### 記

1 提出様式 別紙のとおり

2 募集する意見・提案の内容

職員が日常の職務を通じて次に該当すると考えているものについて、率直な意見・提案を募集する。

(1) 無駄な支出又は事業ではないか、所期の効果が上がっていない支出又は事業ではないかと思われるもの。

(2) 何らかの工夫をすることにより、経費の節減を図ることができると思われるもの。

(3) その他予算執行の効率化につながると思われるもの。

3 提出方法 電子メール又は郵送

4 提出先

(1) 電子メールの場合 kessan@moj.go.jp

(2) 郵送の場合 〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1法務省大臣官房会計課歳出企画係

5 提出された意見・提案の取扱い

提出された意見・提案については、原則として、本省局部課等に設置された予算監視・効率化推進グループにおいて対応策を検討する。

別 紙

予算執行の効率化等に関する意見・提案

【所属】 [ ]

【氏名】 [ ] ※氏名の記載は任意です。

【意見・提案の内容】

[ ]

【意見・提案の理由】

[ ]

【意見・提案の具体的実施策等】

[ ]

(注) 意見・提案は、予算執行の効率化等に関するものであれば、その内容を問いませんので、自由に提出願います。

## ～無駄撲滅にご協力を～

### [法務省の予算及び決算の情報はこちらへ](#)

法務省の施策・事業につきまして、こういうものは無駄遣いではないか、こうすればもっとコストが節減できるのではないかなどのご意見・ご提案がございましたら、下のフォームに入力してください。

なお、ご意見・ご提案は郵送又はファックスでも受け付けております。郵送又はファックスの場合は、下記宛先にお送りください。

#### 《郵送による場合》

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
法務省大臣官房会計課歳出企画係 宛

#### 《ファックスによる場合》

ファックス電話番号 03-3592-7024

#### 《お願いとご注意》

- 1 お寄せいただいたご意見等は、今後の予算執行の参考にさせていただきますが、個別のお返事はいたしかねます。
  - 2 皆様のご意見等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」等に基づき、適切に取り扱いますが、氏名・メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめご承知おき願います。  
ご意見等は目的外の使用はいたしません。  
なお、情報の取扱いについては、「[プライバシーポリシー](#)」を閱讀ください。
  - 3 「予算に関するご意見・ご提案」の対象は、法務省が行っている施策・事業とさせていただきます。ご入力の際には施策・事業を必ず特定してくださいようお願いいたします。法務省の予算の執行において違法又は不当な行為が行われている場合は、標題に「公益通報」と入力願います(公益通報に関する情報は→[こちら](#))
  - 4 以下に該当する内容についてはご遠慮ください。
    - 予算執行と直接関係ないもの
    - 企業広告や宣伝、物品・サービスの斡旋や勧誘を内容とするもの
    - 法人等の財産権等を害するおそれがある記述のあるもの
    - 特定の人物、団体等を単に誹謗・中傷するもの
  - 5 文字化けを防ぐため、半角カナ文字、丸数字、特殊文字などは使用しないでください。  
また、本文中に他サイトへのリンクを入力いただいても、セキュリティの対策上、閲覧することはありませんので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 以下ご入力の上、「確認」ボタンをクリックしてください。
  - ・ ※印の項目は必須入力です。

**(必須)**※施策・事業の名称又は内容(50字以内でお願いします。)

(必須)※意見・提案(1000字(改行・スペースを含む)以内でお願いします。)

(注意)メールアドレス欄に入力いただいた場合を除き、受信者側でメールアドレスは取得して  
おりません。

差し支えなければ、以下の項目にもご入力ください。

|         |  |
|---------|--|
| 氏名      | <input type="text"/>   |
| 住所      | <input type="text" value="--"/> <input type="button" value="▼"/><br>海外の方は国名を選択願います 国名 <input type="text" value="--"/> <input type="button" value="▼"/> |
| 性別      | <input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性  |
| 年齢      | <input type="text" value="--"/> <input type="button" value="▼"/>   |
| 職業      | <input type="text" value="--"/> <input type="button" value="▼"/>   |
| メールアドレス | <input type="text"/>   |